

令和6年度 第2回「南丹市文化センター運営審議会」会議録

会議開催日：令和7年3月21日（金） 午前9時30分から午前11時まで

会議場所：園部文化会館 アスエルそのべ大研修室

出席委員：12名（欠席5名） *委員名簿・・・会議録文末に記載

事務局：柴田裕子 市民部長／浅田妙子 人権政策課長／大塚道昭 人権政策課長補佐／

寺田成樹 人権政策課主任／野口武司 北部コミュニティセンター館長／

中野好三 南部コミュニティセンター館長／國府伸光 八木東部文化センター館長

（進行：人権政策課長）

1.開 会

2.委嘱状交付

西村良平市長から代表受領による交付 *任期:令和9年2月14日まで

3.会長・副会長の選任

（会長）谷口和隆 委員 （副会長）前田義明 委員

4.挨拶

①市長挨拶

②会長挨拶

（進行：審議会会長）

5.議 事

（1）「提言（令和3年度市文化センター運営審議会）」に基づいた進捗状況について

会 長：現在進捗中の「地域改善施設の新たな方向性」の具体化に関して、事務局から説明をお願いします。

事務局：*資料（「令和4年3月提言を踏まえた「地域改善施設の新たな方向性」の具体化に関して」）に基づき、事務局から内容説明

会 長：ただいま説明を受けた12施設に係る進捗についての意見・質問がありましたら、また、説明からは一定程度の結論が見えた施設と、検討調整中の施設があると理解しましたが、この点についての意見もあれば発言願います。

委 員：施設によって、進捗差があるのは、どのような状況によるものですか。

事務局：それぞれの地域課題を踏まえながら、その課題の解決も含めて施設案件の整理について地元調整を進めているところです。地域課題の喫緊性に深淺があり、案件整理に向かうための進捗差が生じていると認識しています。

委 員：提言内容を踏まえているが、先行して進んでいる施設と進度が遅れている施設があるという理解でよろしいか。

事務局：お見込みのとおりです。引き続き、鋭意努力を図っていきたいと考えています。

委 員：調整を図る際の窓口は、概ね、自治会（区長）と考えてよろしいか。

事務局：どの施設に関しても、それぞれの地域代表を窓口としながら調整を進めてきたところですが、その窓口は概ね自治会（区長）であり、施設設置の経過についても踏まえる必要があることから、地域事情に詳しい方からの意見も聴取しながら進めてきています。

会 長：ご理解いただけましたでしょうか。他に、意見・質問はないでしょうか。

会 長：特にないようですので、今年度までの報告についてはご理解いただいたという事で、来年度に向けた調整等を含めて、新たな動きを見守っていきたいと考えます。

（２）令和６年度各センター活動状況について

会 長：次第により「令和６年度各センター活動状況について」を事務局から資料に基づき説明願います。

事務局：＊資料（「令和６年度教室・講座等事業実施状況」）に基づき、事務局から内容説明

会 長：ただいま報告された事業実施状況について、意見・質問があれば発言願います。

委 員：先ほど、各施設の案件整理に係る進捗報告がありましたが、施設の機能廃止の方向性と、そこで取り組まれてきた次年度以降の各種事業の展開との関連はどのような整理がなされていきますか。

事務局：現在、取り組まれている事業は、府の補助事業を受けて実施しているものであることから、施設廃止となって以降も継続して取組ができるよう、実施場所の検討の他、補助事業としても継続できるよう京都府に対して強く求めています。

会 長：事務局からの報告の中に、各講座の開催の他にも、例年実施されている人権講座や人権フェスタの報告がありましたが、このことに関して、感想や意見があれば発言ください。

委 員：参加しての感想ですが、人権フェスタに参加いたしました。幅広い方々が様々な形でステージ発表や展示をされていました。中には、民生児童委員の方による創作紙芝居の発表もなされ、多くの方々の思いが結集されていて、参加して良かったと感じました。

会 長：他に意見等がなければ、次の項目に移ります。事務局から何かありましたら報告願います。

（３）南丹市人権施策基本方針について

事務局：＊資料「南丹市人権施策基本方針（概要版／素案）」に基づき、事務局から策定経過と概要について説明

会 長：ただいま説明を受けました基本方針について、意見や質問等がありましたらご発言ください。

委員：この会議に先立ち、事前資料として送付されたものとして、ただいま説明を受けた概要版（素案）と意識調査の集計結果ですか。

事務局：概要版（素案）と意識調査の集計結果です。なお、本冊につきましては、現在、完成に向けて鋭意作成中です。

会長：概要版の文中、意図を伝える上で収まりの悪い箇所があります。最終稿に向けて確認の上、検討いただければと思います。（*8 ページ中、体制を図りますという文章は、体制の充実を図る等にしたほうが良い）他に意見等がなければ、その他の項に移ります。

協議事項につきましては以上となります。以降、次第の「その他」項目からは進行役を事務局に戻します。

6.その他

事務局：*資料（「南丹市児童館条例施行規則」）について説明の上、本運営審議会条例に基づき、今後の児童館運営に関する検討協議を図りたい旨を報告

事務局：ただいまご説明の案件の他、全体を通して、意見・質問がありましたら発言願います。

委員：確認ですが、児童館としての位置づけにあるのはこの規則に記載された2館と理解してよろしいか。他に類似の名称の施設があると理解していますが。

事務局：お見込みのとおりです。児童老人会館という名称の施設がありますが、これは例規上は児童館としての位置付けにはないということになります。

事務局：他に意見・質問なければ、これで本審議会を終えていきたいと思います。長時間の審議、ありがとうございました。

7. 閉 会

○閉会挨拶

（*副会長欠席により、柴田市民部長から挨拶）

＝終了 午前11時＝